19　法第五十九条の三第十五項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　法第五十九条の三第一項の規定の適用を受けようとする事業年度（第三項に規定する不適用事業年度を含む。次号において「適用事業年度等」という。）の産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用の状況に関する調査に関する省令第五条第一項の規定による経済産業大臣の証明に係る書類

二　特許権譲渡等所得減少規定（次に掲げる規定のうち法第五十九条の三第一項第一号イ(1)に掲げる金額（当該適用事業年度等において同号ロに掲げる場合に該当する場合には、同号ロ(1)に掲げる金額）を減少させるものをいう。）のうち適用事業年度等において適用を受けた規定の条項を記載した書類

イ　法第三章の規定（所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）附則第四十条の規定その他これに類する規定によりなお従前の例によることとされる場合における改正前の法第三章の規定及び所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号。ロにおいて「令和三年改正法」という。）附則第五十条第八項の規定その他これに類する規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の法第三章の規定を含む。）

ロ　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（ロにおいて「震災特例法」という。）第三章の規定（所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）附則第六十条の規定その他これに類する規定によりなお従前の例によることとされる場合における改正前の震災特例法第三章の規定及び令和三年改正法附則第百二条の規定その他これに類する規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の震災特例法第三章の規定を含む。）

第二十一条の十八の二第三項並びに第二十一条の十八の三第二項及び第三項中「証する書類」の下に「又はその写し」を加える。

第二十二条の十第六項第一号中「この項」の下に「及び第十四項第一号」を加え、同条に次の一項を加える。

14　法第六十六条の四第一項の法人が法第五十九条の三第一項の規定の適用を受けようとする場合における法第六十六条の四第六項に規定する財務省令で定める書類及びその保存については、次に定めるところによる。

一　法第六十六条の四第六項に規定する財務省令で定める書類には、当該法人に係る国外関連者において生じた法第五十九条の三第二項第四号に規定する研究開発費の額で当該法人が当該国外関連者との間で行つた国外関連取引（同項第五号イに規定する特許権譲受等取引に該当するものに限る。）に係る同項第二号に規定する適格特許権等に係る産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用の状況に関する調査に関する省令第四条第一項第一号ロ又は第二号ロの研究開発に係るものの明細を記載した書類（第六項各号に掲げる書類を除く。）を含むものとする。

二　当該法人は、第七項の規定にかかわらず、前号の国外関連取引に係る法第六十六条の四第六項に規定する財務省令で定める書類を整理し、第八項に規定する起算日から次に掲げる日のいずれか遅い日までの間、当該書類を第七項に規定する納税地等に保存しなければならない。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

イ　当該国外関連取引を第二十一条の十七の二第十二項の特許権譲受等取引とみなした場合における同項に規定する満了日

ロ　当該起算日から起算して七年（欠損金額が生じた事業年度に係る当該書類にあつては、十年）を経過する日

第二十二条の十一第四十八項中「第七号」を「第五号」に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「いう。）」を「いう。以下この号において同じ。）」に、「に相当する税、法人税法施行令第百五十五条の三十四第二項第三号に掲げる税及び同法第八十二条第三十一号に規定する自国内最低課税額に係る税」を「、各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税及び各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税に相当する税」に改め、同条第五十二項中「同項第七号」を「同項第五号」に改める。

第二十二条の十一の三第十四項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「いう。）」を「いう。以下この号において同じ。）」に、「に相当する税、法人税法施行令第百五十五条の三十四第二項第三号に掲げる税及び同法第八十二条第三十一号に規定する自国内最低課税額に係る税」を「、各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税及び各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税に相当する税」に改め、同号を同項第二号とし、同項第五号を同項第三号とし、同項第六号を同項第四号とし、同項第七号を同項第五号とし、同条第十六項中「二月」を「四月」に改める。

第二十二条の十九の三の次に次の一条を加える。

（令和九年に開催される二千二十七年国際園芸博覧会の公式参加者である外国法人等に係る課税の特例）

第二十二条の十九の三の二　法第六十七条の十六の二第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一　第二十二条の十第一項の規定の適用については、同項中「規定は、」とあるのは、「規定は、法第六十七条の十六の二第一項の規定並びに」とする。

二　第二十二条の十の三第一項、第二項及び第八項の規定の適用については、同条第一項第一号中「内部取引（以下」とあるのは、「内部取引（法第六十七条の十六の二第一項に規定する対象国内源泉所得に係るものを除く。以下」とする。

三　第二十二条の十の六第三項の規定の適用については、同項中「規定は、」とあるのは、「規定は、法第六十七条の十六の二第一項の規定並びに」とする。

四　法人税法施行規則第六十二条及び第六十六条第一項の規定の適用については、同令第六十二条の表第五十三条（青色申告法人の決算）の項及び第六十六条第一項中「内部取引」とあるのは、「内部取引のうち、租税特別措置法第六十七条の十六の二第一項（令和九年に開催される二千二十七年国際園芸博覧会の公式参加者である外国法人等に係る課税の特例）に規定する対象国内源泉所得に係るもの以外のもの」とする。

第二十二条の十九の五を削る。

第二十二条の二十中「第六十八条の二の三第一項各号」を「第六十八条の二の二第一項各号」に、「第三十九条の三十四の四第一項第一号」を「第三十九条の三十四の三第一項第一号」に、「第六十八条の二の三第二項各号」を「第六十八条の二の二第二項各号」に、「第三十九条の三十四の四第二項第一号」を「第三十九条の三十四の三第二項第一号」に、「第六十八条の二の三第三項各号」を「第六十八条の二の二第三項各号」に、「係る施行令第三十九条の三十四の四第四項第一号」を「係る施行令第三十九条の三十四の三第四項第一号」に、「が施行令第三十九条の三十四の四第四項第一号」を「が同項第一号」に改める。